

平成29年度
スマートウェルネス住宅等推進モデル事業
特定部門

募集要領

平成29年10月

<平成 29 年度公募に係る留意事項>

- 平成 29 年度は「スマートウェルネス住宅等推進モデル事業」として、特定部門の募集期間は、平成 29 年 10 月 16 日～平成 30 年 2 月 28 日となります。

●留意事項

<平成 29 年度は、下記①②について注意してください。>

①省エネルギー改修工事を実施する前から省エネルギー対策の A 基準に適合している住宅については、省エネルギー対策 S 基準もしくは S 基準に準ずる基準に満たすものを補助対象とします。

②補助限度額の上限を超える場合は、改修工事が補助限度額を超えることが確実である等特別な事情がある場合は、推進事業室と協議し、認められる必要があります。

- ※ 平成 29 年度スマートウェルネス住宅等推進事業として公募する事業のうち、「スマートウェルネス住宅等推進モデル事業【特定部門】」を対象とするものです。
- ※ 補助金の交付を受けられる事業は、平成 29 年度中に事業に着手するものを対象とし、補助事業の期間は原則として平成 30 年度までとします。
- ※ 国からの他の補助や交付金を受けられる費用並びに介護保険給付及び医療保険給付の対象となる費用は、補助対象となりません。
- ※ 補助金の額については、応募内容についてスマートウェルネス住宅等推進事業室の審査に基づき、予算の範囲内で、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定します。但し、補助対象事業費に該当するものであっても、要望額についてすべて対応しない場合があります。
- ※ 宗教法人は補助事業者となることはできません。

目次

1	事業の趣旨	5
2	事業内容	5
2.1	公募する提案事業の部門	5
2.2	特定部門	5
2.2.1	事業の要件	5
2.2.2	提案者・補助を受ける者	6
2.2.3	補助額	7
2.2.4	事業のスケジュール	8
3	事業の実施方法	9
3.1	手続き	9
3.2	提案の提出	11
3.3	提案の審査	11
3.4	事業の採択	11
3.5	補助の期間	11
4	補助金の交付等	12
4.1	交付申請	12
4.2	交付決定	12
4.3	補助事業の計画変更	12
4.4	完了実績報告及び補助金の額の確定	13
4.5	補助事業実施中及び補助事業完了後の留意点	13
4.5.1	取得財産の管理等	13
4.5.2	交付決定の取消、補助金の返還及び罰則等について	14
4.5.3	実績の報告	14
4.5.4	普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力	14
4.5.5	情報の提供	14
4.5.6	その他	14
5	情報の取扱い等について	15
5.1	情報の公開・活用について	15
5.2	個人情報の利用目的	15
6	応募方法	16
6.1	提出期間	16

6.2 問い合わせ先、資料の配付	16
6.3 提出先.....	16
6.4 提出方法.....	16
6.5 提出書類.....	16
別表 1：直接経費	18
別表 2：補助対象とならない経費	18
別表 3：改修工事において満たすべき省エネルギー性能	19

1 事業の趣旨

スマートウェルネス住宅等推進モデル事業は、高齢者、障害者又は子育て世帯（以下「高齢者等」という。）の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する事業の提案を公募し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助するものです。

2 事業内容

2.1 公募する提案事業の部門

この募集要領では、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業として、健康の維持・増進に対応した事業の部門（特定部門）を募集します。

スマートウェルネス住宅等推進事業

●スマートウェルネス住宅等推進モデル事業（本募集要領の対象事業）

└ A. 一般部門

└ B. 特定部門

●スマートウェルネス拠点整備事業（別途公募中）

●サービス付き高齢者向け住宅整備事業（別途公募中）

●住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業（別途公募中）

2.2 特定部門

住宅関係者が医療や福祉関係者等との連携による推進体制のもと、既存住宅の改修工事、及び改修工事前後の居住者の健康状況の変化等に関する調査への連携・協力などにより、高齢者等の健康の維持・増進に資する住宅の普及を図る事業の提案を対象とします。

2.2.1 事業の要件

提案事業は、次の①から③に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

① 住宅の改修工事を実施する事業者（以下「住宅改修事業者」）又は住宅改修事業者を構成員として含む協議会等の団体が医療や福祉関係者等と連携体制を整備すること

※ 連携体制の整備にあたっては、規約等により、住宅改修事業者又は住宅改修事業者を構成員として含む協議会等の団体と医療や福祉関係者等との役割分担等を定めるものとします。また、住宅改修事業者を構成員として含む協議会等の団体が提案者となる場合にあっては、医療や福祉関係者等を当該団体の構成員とすることにより、連携体制を整備することも可能で

す。この場合にあっても、団体の規約等により、団体の構成員である住宅改修事業者と医療や福祉関係者等との役割分担を定める必要があります。

② 次の基準を満たす住宅の改修工事を行うこと

- ・日常生活に必要な住生活空間における省エネルギー改修工事を行い、一定基準以上の省エネルギー性能とすることとします。一定基準以上の省エネルギー性能とは、長期優良住宅化リフォーム推進事業【評価基準型】のリフォーム後の住宅性能に係る評価基準の省エネルギー対策のA基準以上の省エネルギー性能に基づいた本事業の基準を満たす必要があります。なお、省エネルギー改修工事を実施する前から省エネルギー対策のA基準に適合している住宅については、省エネルギー対策S基準もしくはS基準に準ずる基準を満たす必要があります。

※ 応募の状況によっては、省エネルギー性能の向上効果が高い改修工事を優先して選定する場合があります。

- ・また、改修工事の内容が上記の基準に適合していることについて建築士資格を有する者による確認を受ける必要があります。

※ 適合確認については、改修工事を実施する住宅について設計・工事監理ができる建築士資格を有する建築士が行うものとします。

③ 次のイ及びロの取組みを行うこと

- イ 改修工事前後の居住者の健康状況の変化等に関する調査（別途実施の『住生活空間の省エネルギー化による居住者の健康状況の変化等に関する調査事業』）に連携・協力すること

※ 具体的には、改修工事を行う住宅の居住者が改修前後の健康状況の変化等に関する以下の調査に協力することが前提条件となります。上記の調査に協力した上で、独自に調査・研究等を行う意向がある場合は、その内容について推進事業室にご連絡ください。

- ・居住者に対するアンケート調査・健康診断・家庭血圧・身体活動量の測定等
- ・住生活空間における環境調査（温度、湿度等）

- ロ 医療や福祉関係者等と連携して、改修工事による健康の維持・増進に資する効果に関して普及啓発に取り組むこと

※ 普及啓発にあたっては、地方公共団体の協力を得るなど波及効果の高い活動を実施することが望ましいです。

2.2.2 提案者・補助を受ける者

提案者は、2.3.1①に該当する住宅改修事業者又は住宅改修事業者を構成員として含む協議会等の団体とし、事業の対象となる区域と住宅の改修工事の各年度における年間予定戸数等を明確にした上で、単独提案（単独の住宅改修事業者や構成員として含まれる住宅改修事業者が1者である協議会等の団体による提案）、又は共同提案（複数の住宅改修事業者や構成員として含まれる住宅改修事業者が複数である協議会等の団体による提案）として応募していただきます。なお、共同提案の場合や協議会等の団体が提案者となる場合にあつては、住宅改修事業者の一覧を提出していただきます。また、協議会等の団体が提案者となる場合にあつては、当該団体の規約等を提出していただきます。採択を受けた提案者が補助金を受け

る者となります。なお、改修工事に関しては、採択を受けた提案者（協議会等の団体が提案者の場合にあつては、提案者の構成員）である住宅改修事業者と住宅の所有者とで補助金の受け取りに関する規約を締結していただきます。

2.2.3 補助額

補助金の額は、次の①に掲げる住宅の改修工事費に係る補助額と②に掲げる事業成果の情報提供及び普及啓発に係る補助額を合計した額です。

なお、1提案あたりの補助額の上限は、応募の状況によって定めるものとします。

単年度における補助額の目安として、原則として、単独提案の場合は補助額3,000万円程度、共同提案の場合は補助額1億円程度（住宅改修事業者1者あたりの補助金限度額は3,000万円程度）とします。

ただし、住宅改修事業者が多い等特別な事情がある場合は、推進事業室と個別に協議の上、これによらないことができます。

① 住宅の改修工事費に係る補助額

2.2.1②に該当する住宅の省エネルギー改修工事（別表2又は別表3）に要する費用の合計額の1/2以内の額とします。

また、省エネルギー改修工事に併せてバリアフリー改修工事を実施する場合にあつては、当該改修工事に要する費用も補助対象とし、補助額は、当該改修工事に要する費用の合計額の1/2以内の額とします。

※ バリアフリー改修工事は、次のi)～iii)いずれかに該当する改修工事とします。

工事種別	施工部位	要件
i) 手すりの設置工事	1) 浴室 2) 便所 3) 洗面所又は脱衣所 4) 居室 5) バルコニー 6) 玄関、廊下又は階段（住戸内） 7) 廊下又は階段（共用部分）	1戸につき、1) から7) の施工部位のうち少なくとも3施工部位以上施工するもの
ii) 段差解消	1) 出入口（玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等） 2) 便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床	1) から3) の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの
iii) 廊下幅等の拡張	1) 出入口（玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等） 2) 廊下又は階段	1) 又は2) の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの

住宅の改修工事に係る補助額の上限は、1戸あたり100万円とします。ただし、省エネルギー改修工事に併せてバリアフリー改修工事を行う場合にあつては、補助額の上限は、1戸あたり120万円とします。

② 事業成果の情報提供及び普及啓発に係る補助額

事業成果の情報提供及び普及啓発に要する費用で、別表1：直接経費に掲げる経費の1/2以内の額とする。

※「賃金等」は補助事業を実施する補助事業者等の人件費は計上することができません。連携する医療や福祉関係者等によるシンポジウム等の講演謝金（謝金として講演者個人に直接支払う経費に限る）は計上することができます。個人への謝金は源泉徴収をしてください。

※「委託料等」の内訳に、「会場費」「講師謝金」等が含まれている場合は補助対象外とします。なお、共同提案者への委託は原則認められません。

※「その他」の「会場費」は、提案者グループの会場を借りる場合は補助対象外となります。

2.2.4 事業のスケジュール

事業の全体スケジュールとしては、原則として以下のとおりとします。

- ① 平成29年度冬期に、住宅の改修工事前の調査を実施
- ② 住宅の改修工事を実施
- ③ 平成30年度冬期に、住宅の改修工事後の調査を実施

このため、住宅の改修工事の実施期間は、原則として平成29年度冬期の調査実施後から平成30年度冬期の調査実施前までの期間となります。

※ 同一年度の冬期において改修工事前後の調査を実施可能な住宅がある場合にあつては、交付申請時において推進事業室に個別にご相談ください。

3 事業の実施方法

3.1 手続き

補助事業に着手する前に、『事業提案の応募』と『補助金の交付申請』の二段階の手続きを経る必要があります。各々の手続きの概要は、以下のとおりです。

(1) 事業提案の応募

国土交通省がスマートウェルネス住宅等推進モデル事業の提案を募集しますので、別に定める募集期間（提出締め切り期限まで）に評価委員会事務局（スマートウェルネス住宅等推進事業室、以下「SW 推進事業室」）宛てに応募書類を提出してください。

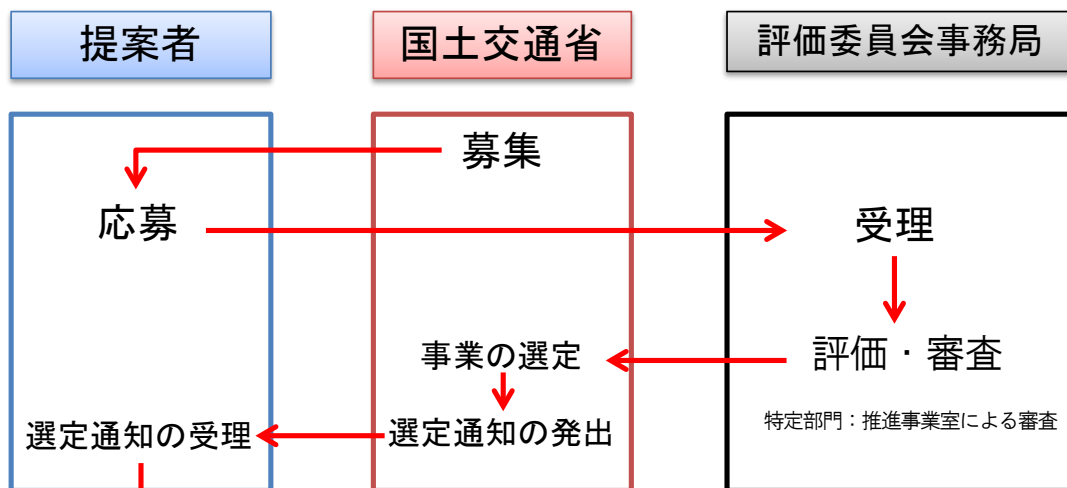
(2) 補助金の交付申請

選定通知書を受け取った後、所定の時期に交付申請を行い、国土交通省が指定する補助事務事業者（SW 推進事業室）から交付決定通知書を受けるとともに、補助事業の完了時に完了実績報告を行ってください。

なお、補助事業への着手は、交付決定通知日後可能となります。当該通知日より前に着手した事業については、補助対象となりませんので注意してください。補助金に関する手続きについては、「4 補助金の交付等」を参照してください。

- 補助事業の着手の時期については、設計や工事の契約行為をもって判断しますので、補助事業に係る契約は、交付決定通知書の日付以降に締結してください。
- 住宅の改修工事に係る交付申請については、当該交付申請までに改修工事実施前における住宅の居住者の健康状況等に係る調査が終了しているものについて行ってください。

【事業提案の応募に係るフロー】



【事業選定後のフロー】

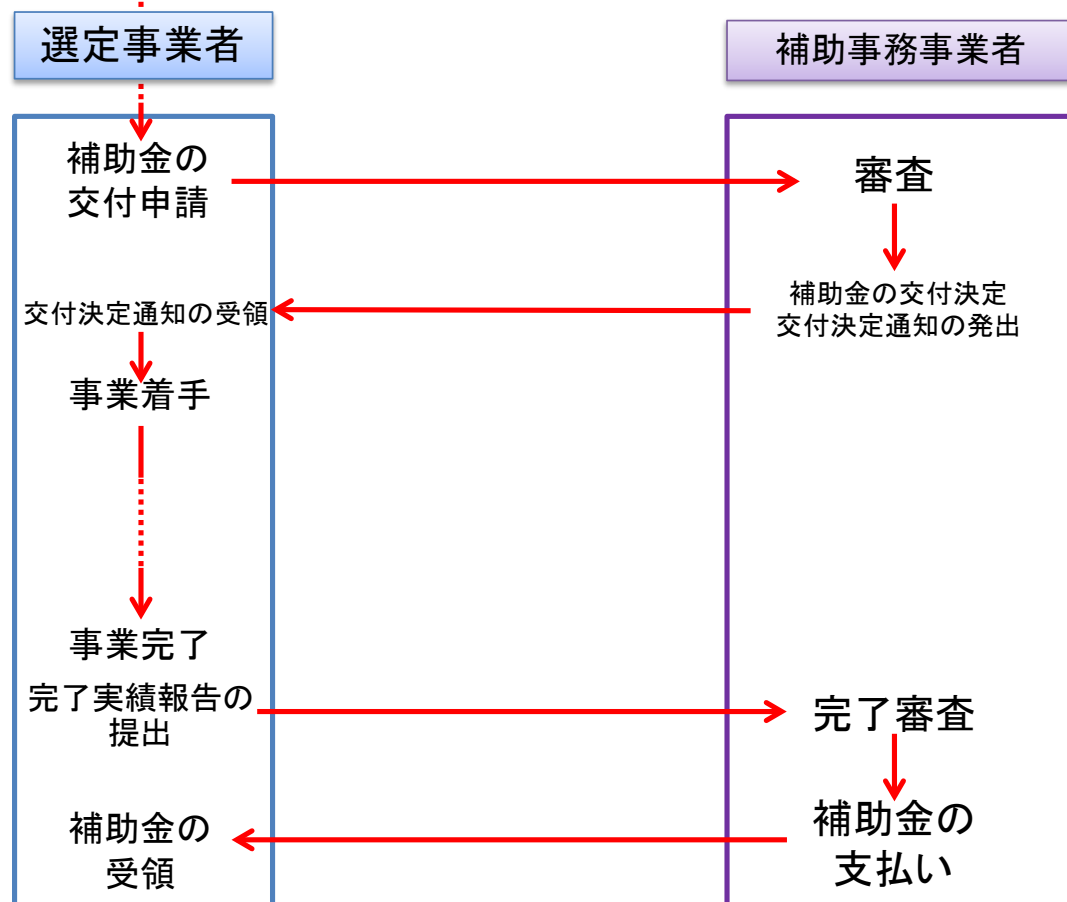


図 手続きフロー

3.2 提案の提出

提案については、定める募集期間（提出締め切り期限まで）に SW 推進事業室に提出してください。

3.3 提案の審査

提案内容について、募集要領において提示されている要件に適合するものとなっているかどうかに関する SW 推進事業室による審査

○審査の手順

提案申請書について、所要の要件を満たしているか等について確認するとともに、提案事業の内容について書面による審査を行います。

審査の過程で、提案事業の内容等に不明確な部分がある場合等、必要に応じ、追加資料の請求やヒアリング等を行います。

追加資料を請求したときに、その請求の際に指定した期日までに追加資料の提出がない場合又はヒアリングに応じない場合には、不十分な情報に基づいて審査せざるを得なくなりますので注意してください。

3.4 事業の採択

応募のあった提案について、推進事業室の審査結果を受けて、国土交通省が補助事業として選定し、提案者に通知します。

3.5 補助の期間

補助金の交付を受けることができる事業は、平成 29 年度中に事業に着手するものを対象とします。採択された事業であっても、平成 29 年度中に着手に至らないものについては、補助の対象にはなりません。

補助事業の期間は、原則として平成 30 年度までの範囲で事業計画を作成して応募してください。

4 補助金の交付等

選定結果を通知するときに、交付申請先や必要な書類等交付申請等の手続きについてお知らせします。選定された提案者に対し、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業費補助金交付申請要領（特定部門）を配布いたしますので、その内容に従い交付申請等の手続きをしてください。

補助金の交付事務については、国土交通大臣が指定する者（スマートウェルネス住宅等推進事業室）（以下「補助事務事業者」という。）に行わせることとしております。補助金の交付申請等に当たっては、交付申請要領に記載されている内容を遵守するとともに、補助事務事業者の指示に従っていただきます。

4.1 交付申請

交付申請は、所定の期間に行ってください。

なお、特に次の点に注意してください。

- ・ 交付申請をしないと、選定された事業であっても補助金が交付されません。
- ・ 交付申請をせずに事業着手したものについては補助金交付の対象外となります。

また、消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）は外税方式とし、消費税等を含めた費用を補助対象とします。ただし、補助金に係る消費税等仕入税額控除の申告を予定している場合は、消費税等は補助対象となりませんので、応募・交付申請時に補助事務事業者に報告のうえ当該控除に係る額を除いて応募・交付申請してください。また、交付決定後、完了実績報告時までには消費税の仕入控除の申告をすることとした場合には、当該控除に係る額を除いて完了実績報告を行って下さい。消費税仕入控除を行うにもかかわらず、これに係る消費税分を除外せずに補助金を受領した場合には補助金の返還が生じますので注意してください。

4.2 交付決定

交付申請された内容について、次の事項等について審査した上で交付決定されます。

- ・ 補助事業の内容が、交付要綱及び交付申請要領の要件を満たしていること。
- ・ 交付申請の内容が選定された内容に適合していること。
- ・ 補助対象費用が、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）及び介護保険給付又は医療保険給付の対象費用を含まないこと。
- ・ 他の補助事業（独立行政法人や地方公共団体が行うものを含む。）に申請している場合は、提案申請書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象を必ず記入すること。

4.3 補助事業の計画変更

補助事業者は、やむを得ない事由により、次の（1）又は（2）に掲げる行為をしようとする場合には、あらかじめ補助事務事業者の承認を得る必要があります。

(1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更

(2) 補助事業の中止又は廃止

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに補助事務事業者に報告し、その指示に従ってください。

必要な手続きを行わず、予定していた検証がとりやめになる場合等計画内容に変更があり交付決定した内容と異なるものとなったと判断されたものについては、補助対象となりませんので注意してください。また、既に補助金が交付されている場合には、当該補助金の返還を求めることがありますので注意してください。

4.4 完了実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、補助事業が完了したときは、「補助事業完了実績報告書」を補助事務事業者に提出してください。

補助事務事業者は、「補助事業完了実績報告書」を受領した後、交付申請の内容に沿って補助事業が実施されたこと、書類の審査を行うとともに、必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。

平成 29 年度に実施した補助事業に係る補助金の支払いは、原則として平成 30 年 3 月末となる予定です。補助金の支払いは、補助事業者が指定する銀行口座に振り込むことにより行います。

4.5 補助事業実施中及び補助事業完了後の留意点

4.5.1 取得財産の管理等

補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助事業者は、取得価格及び効用の増加した価格が単価 50 万円以上のものについて、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を補助事務事業者に納付させることがあります。

なお、スマートウェルネス住宅等推進事業等により取得した財産等の取扱いについての規定（H27.10.22 国住心第 146 号）が適用されますので、補助申請にあたって必ず確認してください。

4.5.2 交付決定の取消、補助金の返還及び罰則等について

万一、関係規程等に反する行為がされた場合には、次の措置が講じられることがあります。

- ① スマートウェルネス住宅等推進モデル事業補助金交付規程（スマートウェルネス住宅等推進モデル事業）第14の規定による交付決定の取消、補助金の交付の停止、補助金の返還命令
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則

4.5.3 実績の報告

補助事業者は、4.4の完了実績報告とは別に、補助事業の結果に関して、次のような報告が必要となります。その際、補助事業の成果を踏まえ、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に関する諸制度に対する意見・提案を求めることがあります。

- ・ 住宅等の整備については、公開等普及・啓発の状況（公開等の時期・見学者等の概数、見学者等の感想等）の報告（ただし、技術の検証を行うために整備した住宅等については、普及・啓発の状況の報告は必須ではありません。）
- ・ 情報提供及び普及については、情報提供及び普及の対象者の概数及び対象者に対するスマートウェルネス住宅等推進モデル事業に関するアンケート結果の報告（対象者に対しアンケートを実施してください。）

また、補助事業の実施後、取組みの状況、高齢者等の居住の状況等の経過報告が求められます。

4.5.4 普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力

補助事業者には、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業としてのシンポジウムの参画等普及啓発に係る協力を依頼することがありますので、やむを得ない場合を除き協力してください。また、補助事業の期間終了後、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に関する調査・評価のために、事後のアンケートやヒアリングを依頼することがありますので、必ず協力してください。

4.5.5 情報の提供

補助事業者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供に努めてください。また、この情報については、SW推進事業室に適宜提供してください。SW推進事業室等は、必要に応じ作成するホームページでリンクを張る等情報提供を行うこととします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な補助事業者については、別途報告等を求めることがあります。

4.5.6 その他

この募集要領、及び交付申請要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 七 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 八 スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 26 日付け国住心第 24 号）
- 九 その他関連通知等に定めるもの

5 情報の取扱い等について

5.1 情報の公開・活用について

(1) 報道発表等について

補助事業を選定した後、選定された事業について、事業の名称、提案者の名称、事業の概要等を報道発表し、併せて国土交通省及びスマートウェルネス住宅等推進モデル事業ホームページ（<http://model-sw.jp/>）に掲載します。

(2) 補助事業等の公表について

普及促進を目的に、広く選定事業の成果について紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等において、選定事業の内容・報告された内容に関する情報を用いることがあります。

この場合、提案申請書等に記載された内容について、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

5.2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、交付申請等に係る事務処理に用いる他、セミナー・シンポジウム・アンケート等の調査について用いることがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために用いることがあります。

6 応募方法

6.1 提出期間

平成29年10月16日～平成30年2月28日 ※消印有効

※ 提出期間を変更する場合には、下記問い合わせ先においてお知らせします。

6.2 問い合わせ先、資料の配付

質問・相談については、原則として、ファックス又は電子メールで行ってください。募集要領・提案様式等については、下記のホームページからダウンロードしてください。

＜スマートウェルネス住宅等推進事業室＞

メールアドレス：model@swrc.co.jp

ホームページ：<http://model-sw.jp/>

TEL：03-6268-9028 FAX：03-6268-9029

6.3 提出先

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-25 精和ビル5F

スマートウェルネス住宅等推進事業室 宛

6.4 提出方法

郵送とします。

提案者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、提案者自身で確認することができる方法（配達記録郵便等）で提出してください。

また、郵送するときは、必ず宛先に「スマートウェルネス住宅等推進モデル事業 担当」及び「応募書類在中」と記載してください。

（提案者の都合による提案申請書の差し替え等は固くお断りします。）

6.5 提出書類

提案者は、公募期間中に提出書類一覧表に従って、必要部数を揃えて提出してください。

＜提案申請書に記入する事務連絡先について＞

原則として、代表提案者又は当該法人等に所属する者であって、平日の日中に連絡の取れる方を登録してください（原則として、毎日確認するメールアドレスを登録してください。）。

- ※ 提案申請書の内容に関する確認・補足説明等を求めることがあります。指定した期限までに対応がない場合は評価の対象外となります。
- ※ 選定された場合、当該事務連絡先に選定通知書を郵送させていただきますので、確実に送付できるよう、宛先・宛名となる住所・氏名等については正確にご記入ください。

6.6 申請の制限

過去3ヵ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体を含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。

- ※ 申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当まで個別にお問い合わせ下さい。

国土交通省住宅局安心居住推進課 担当：高齢者住宅企画係 電話：03-5253-8111
内線：39-856

別表 1：直接経費

科 目	説 明
賃 金 等	提案者の構成員が法人の場合、提案事業を遂行するための技術補助者を雇用するための経費、提案事業を遂行するための単純労働に対して支払う経費（「時間給」又は「日給」）及び専門的知識の提供等、効果の検証に協力を得た者（提案者の構成員として提案事業を実施する者については、別表2但し書きに該当する場合に限る。）に支払う経費
旅 費	提案事業に参加する者が当該事業を実施するために直接必要な普通旅費※（交通費及び宿泊費） ※ 普通旅費には、グリーン車料金、ビジネスクラス料金等を含みません。
備品購入費等	提案事業に供する器具機械類その他の備品及び標本等で、その性質及び形状を変ざることなく長期の使用に耐えるものの代価（昭和34年3月12日付け建設省発第74号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）、事業用等の消耗器材、その他の消耗品及び備品に付随する部品等の代価 * 備品等は原則リース等で調達し「その他」の支出費目に計上してください。なお、価格が50万円以上の備品等についてリース等での調達をすることが困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を添付してください。
委 託 料 等	提案事業を遂行するために必要な器具機械等の修繕料・各種保守料・洗濯料・翻訳料・写真等焼付料・鑑定料・設計料・試験料・加工手数料、提案事業の遂行に必要なが当該事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費 * 原則として各年度の補助事業に係る費用の50%を超えない範囲とします。50%を超える場合は、その理由を記した書類を添付してください。 補助事業の全部を外部に発注（丸投げ）することはできません。
そ の 他	設備の賃借（リース）、提案事業を遂行するために労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費、文献購入費、光熱水料（専用のメーターがある場合等、実際に要する経費の額を特定することができる場合に限る。）、通信運搬費（実際に提案事業に要するものに限る。）、印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代等の雑費

別表 2：補助対象とならない経費

科 目	説 明
事業提案された住宅又は施設以外の建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請することができる。
提案者の構成員又は提案者の構成員に所属する者で、補助事業を実施する補助事業者等の人件費	ただし、提案事業を行うために必要な専門的知識を有する者の人件費であって、評価委員会において特に必要と認められた経費については、その認められた範囲内において交付申請することができる。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費・宿泊費・参加費	ただし、補助事業に関する成果発表会を行う場合は交付申請することができる。
補助事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、補助事業の実施に関連性のない経費	—

別表 3：改修工事において満たすべき省エネルギー性能

① 長期優良住宅化リフォーム推進事業【評価基準型】省エネルギー対策のA基準

省エネルギー対策 A基準																																																				
概要	<p>次の(1)、(2)のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 次の①～④のいずれかに適合すること。さらに開口部の一定の断熱措置がされていること。</p> <p>①省エネルギー対策等級3^{※3}</p> <p>②断熱等性能等級3^{※1}</p> <p>③一次エネルギー消費量等級4^{※2}+ 壁・床は省エネルギー対策等級2^{※3} + 屋根又は天井は省エネルギー対策等級3^{※3}</p> <p>④一次エネルギー消費量等級4^{※2}(太陽光発電設備は評価対象外^{※4})に適合し、かつ次の a、b のいずれかに適合すること。</p> <p>a 省エネルギー対策等級2^{※3}</p> <p>b 断熱等性能等級2^{※1}</p> <p>(2) 改修タイプに適合すること。</p> <p>※1 評価方法基準第5の5の5-1断熱等性能等級。以下、「1. 改修工事において満たすべき省エネルギー性能基準」について同じ。</p> <p>※2 評価方法基準第5の5の5-2一次エネルギー消費量等級。以下、「1. 改修工事において満たすべき省エネルギー性能基準」について同じ。</p> <p>※3 平成 25 年時点の評価方法基準第5の5の5-1省エネルギー対策等級。以下、「1. 改修工事において満たすべき省エネルギー性能基準」について同じ。</p> <p>※4 太陽光発電設備による設計一次エネルギー消費量の削減量は評価対象外とする。以下、「1. 改修工事において満たすべき省エネルギー性能基準」、A基準④において同じ。</p>																																																			
基準	<p>次の(1)、(2)のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 次の①～④のいずれかに適合(部分評価^{※4}も可)すること。さらに開口部の一定の断熱措置^{※3}がされていること。ただし、増築又は改築をしない部分については結露対策の基準は適用しない。</p> <p>①省エネルギー対策等級 3</p> <p>②断熱等性能等級3^{※1}</p> <p>③一次エネルギー消費量等級4に適合^{※2}し、壁、床は省エネルギー対策等級2 (「熱貫流率等による基準」に限る)、屋根又は天井については省エネルギー対策等級3(「熱貫流率等による基準」に限る)の基準に適合すること。</p> <p>④一次エネルギー消費量等級4(ただし、太陽光発電設備は評価対象外)に適合^{※2}し、かつ次の a、b のいずれかに適合すること。</p> <p>a 省エネルギー対策等級2</p> <p>b 断熱等性能等級2</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">【省エネルギー対策等級2(熱貫流率等による基準)の概要】</p> <p>(「熱貫流率等による基準」に限ることとし、「開口部の断熱性能等に関する基準」を除く。)</p> <p>熱橋となる部分による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、部位及び地域の区分に応じ、表1に掲げる基準値以下であること。または各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類及び地域の区分に応じ、表2の基準値以上であること。</p> <p style="text-align: center;">表1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">住宅の種類</th> <th rowspan="3">部位</th> <th colspan="5">熱貫流率の基準値(単位:W/m²・k)</th> </tr> <tr> <th colspan="5">地域の区分</th> </tr> <tr> <th>1, 2 (I)</th> <th>3 (II)</th> <th>4 (III)</th> <th>5-6 (IV)</th> <th>7-8 (V-VI)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">RC造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅</td> <td rowspan="2">壁</td> <td>0.81</td> <td>1.16</td> <td>1.16</td> <td>1.53</td> <td rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td>0.61</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>1.28</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>0.70</td> <td>1.22</td> <td>1.22</td> <td>1.88</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上記以外の住宅</td> <td rowspan="2">壁</td> <td>0.53</td> <td>1.03</td> <td>1.03</td> <td>1.29</td> <td rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td>0.41</td> <td>0.92</td> <td>0.92</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td>0.49</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> <td>1.26</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table> </div>	住宅の種類	部位	熱貫流率の基準値(単位:W/m ² ・k)					地域の区分					1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5-6 (IV)	7-8 (V-VI)	RC造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	壁	0.81	1.16	1.16	1.53	/	0.61	1.10	1.10	1.28	床	0.70	1.22	1.22	1.88	/	上記以外の住宅	壁	0.53	1.03	1.03	1.29	/	0.41	0.92	0.92	1.15	床	0.49	1.01	1.01	1.26	/
住宅の種類	部位			熱貫流率の基準値(単位:W/m ² ・k)																																																
				地域の区分																																																
		1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5-6 (IV)	7-8 (V-VI)																																														
RC造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	壁	0.81	1.16	1.16	1.53	/																																														
		0.61	1.10	1.10	1.28																																															
	床	0.70	1.22	1.22	1.88	/																																														
上記以外の住宅	壁	0.53	1.03	1.03	1.29	/																																														
		0.41	0.92	0.92	1.15																																															
	床	0.49	1.01	1.01	1.26	/																																														

省エネルギー対策 A基準

表2

住宅の種類	部位	断熱材の熱抵抗の基準値(単位:㎡・K/W)				
		地域の区分				
		1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5-6 (IV)	7-8 (V-VI)
RC造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	壁		1.0	0.6	0.6	0.4
		外気に接する部分	1.2	0.5	0.5	0.3
	床	その他の部分	0.8	0.4	0.4	0.1
上記以外の住宅	壁	真壁造		1.0	1.0	0.7
		大壁造	2.1	0.8	0.8	0.6
	床	外気に接する部分	2.6	0.8	0.8	0.6
		その他の部分	2.1	0.7	0.7	0.5

【省エネルギー対策等級3(熱貫流率等による基準)の概要】

熱橋となる部分による低減を勘案した熱貫流率が、地域の区分に応じ、表1に掲げる基準値以下であること。または各部位断熱材の熱抵抗が、住宅の種類及び地域の区分に応じ、表2の基準値以上であること。

表1

部位	熱貫流率の基準値(単位:W/㎡・k)					
	地域の区分					
	1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5,6 (IV)	7 (V)	8 (VI)
屋根又は天井	0.24	0.52	0.67	0.67	0.67	0.67
壁	0.45	1.03	1.03	1.11	1.63	—

表2

住宅の種類	部位	断熱材の熱抵抗の基準値(単位:㎡・K/W)						
		地域の区分						
		1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5,6 (IV)	7 (V)	8 (VI)	
RC造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	屋根又は天井		2.9	1.6	1.1	1.1	1.1	
		木造住宅	4.3	1.7	1.2	1.2	1.2	1.2
		上記以外の住宅	5.2	2.0	1.5	1.5	1.5	1.5
RC造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅	壁		1.7	0.9	0.9	0.7	0.5	
		木造住宅	2.4	0.9	0.9	0.8	0.5	—
		上記以外の住宅	3.0	1.1	1.1	1.0	0.6	—

【断熱等性能等級2の概要】

次の i、ii に適合すること。

i 外皮平均熱貫流率

地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率が次の基準値以下であること。

(W/㎡・K)

地域区分	1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5, 6 (IV)	7 (V)	8 (VI)
基準値	0.72	1.21	1.47	1.67	2.35	—

ii 結露対策(断熱リフォームを行う部分にのみ適用)

グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材等その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合は、防湿材等を室内側に施工して防湿層を設けること。ただし、次のイからホのいずれかに該当する場合は、防湿層の設置を省略できる。

イ 地域区分が8(VI)地域である場合

省エネルギー対策 A基準

- ロ コンクリート躯体又は土塗壁の外側に断熱層がある場合
- ハ 床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となっている場合
- ニ 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合で、透湿抵抗比が地域区分に応じて、次表の値以上となる場合。

地域区分	透湿抵抗比
1-3(I、II)	4以上(屋根または天井の場合にあつては5以上)
4(III)	2以上(屋根または天井の場合にあつては3以上)
5-7(IV、V)	2以上

- ホ イ〜ニと同等以上の結露の発生の防止に有効な措置

【断熱等性能等級3の概要】

次の a〜c に適合すること。

a 外皮平均熱貫流率

地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率が次の基準値以下であること。

地域区分	(W/m ² ・K)					
	1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5, 6 (IV)	7 (V)	8 (VI)
基準値	0.54	1.04	1.25	1.54	1.81	—

b 冷房期平均日射熱取得率

地域区分に応じ、冷房期の平均日射熱取得率が次の基準値以下であること。

地域区分	1-4 (I-III)	5 (IVa)	6 (IVb)	7 (V)	8 (VI)
基準値	—	4.0	3.8	4.0	4.5

c 結露対策(断熱リフォームを行う部分にのみ適用)

次の i、ii に適合すること。

- i グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材等その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合は、防湿材等を室内側に施工して防湿層を設けること。ただし、次のイからホのいずれかに該当する場合は、防湿層の設置を省略できる。

イ 地域区分が8(VI)地域である場合

- ロ コンクリート躯体又は土塗壁の外側に断熱層がある場合
- ハ 床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となっている場合

ニ 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合で、透湿抵抗比が地域区分に応じて、次表の値以上となる場合。

地域区分 ^{*2}	透湿抵抗比
1-3(I、II)	4以上(屋根または天井の場合にあつては5以上)
4(III)	2以上(屋根または天井の場合にあつては3以上)
5-7(IV、V)	2以上

- ホ イ〜ニと同等以上の結露の発生の防止に有効な措置

- ii 鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合にあつては、断熱材をコンクリート躯体に全面密着させるなど、室内空気が断熱材とコンクリート躯体の境界に流入しないようにすること。

(2) 改修タイプ

以下の早見表に掲げる基準に適合していること。

	断熱仕様	高効率化等設備
--	------	---------

省エネルギー対策 A基準

タイプ名	開口部※	床	外壁	屋根(天井)	暖房	給湯	換気	その他
タイプA	全居室の全開口部	住宅全体(いずれか1種類以上)			—	—	—	—
タイプB	主たる居室全開口部以上	—	—	—	いずれかの高効率化等設備1種類以上			
タイプC	その他居室1室全開口部以上	—	—	—	いずれかの高効率化等設備2種類以上			

※開口部には窓、居室に面する玄関ドア、勝手口ドアを含む。「主たる居室」とは、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等のことをいい、居間、ダイニング、台所を指す。「その他居室」とは、主たる居室以外の居室で、寝室・子供室、和室等が該当する。

【早見表における改修メニューの仕様例】

項目	仕様・メニュー例
断熱仕様	原則として、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」附則5に適合するもの
高効率化等設備	暖房 高効率熱源機(効率が10%以上向上する集中ボイラ、組込型エアコン)
	給湯 高効率給湯器(潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器)、太陽熱給湯器
	換気 熱交換型換気設備(ダクト式第1種換気設備の場合に限る)
	その他 家庭用コージェネレーション設備

備考

※1 「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」(平成 25 年国土交通省告示第 907 号。)附則 5 又は「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成 28 年 1 月 29 日国交省告示第 266 号)1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準(以下、「告示 907 号」「告示 266 号」という)に掲げる基準に適合している場合は、断熱等性能等級4の外皮平均熱貫流率及び冷房期平均日射熱取得率の基準に適合しているものとみなすことができる。

※2 設備仕様が特定できない場合の扱いについて

現況の確認により設備仕様(種類・性能)が特定できない場合は、別表1、別表2の該当する設備の数値を用いて一次エネルギー消費量を算定する。

※3 「開口部の一定の断熱措置」について

全居室の開口部又は床面積の2%以下(②については4%以下)を除く全開口部について、以下の①、②(「告示 907 号附則5(3)又は告示 266 号 1(3)」の開口部比率の区分(ろ)の基準)に適合すること。

①開口部の熱貫流率が地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

地域区分	1-3	4	5-7	8
熱貫流率の基準値 (単位:W/m ² ・k)	2.33	3.49	4.65	

②開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、住宅の種類、地域区分に応じ次に掲げる基準値以下であること。

住宅の種類	地域区分	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
一戸建ての住宅	1-4	
	5-7	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.74以下であるもの ロ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
	8	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ 付属部材を設けるもの
共同住宅等	1-4	
	5-7	

省エネルギー対策 A基準

8

付属部材又ははひさし、軒等を設けるもの

※4 部分評価について

部分評価とは、住宅の部分について断熱区画(以下、部分評価区画という)を設定し、その区画内について基準に適合することを言い、次の①～③によること。

① 部分評価区画は原則として、壁、床、天井等の熱的境界に囲まれた区画とすること。ただし、間仕切りドア等の内部建具ほか、アコーディオンカーテン、パーテーションなど、簡易な間仕切りにより熱的境界の一部を構成してもよい。

② 部分評価区画には以下を含むこと。

A基準(1)①～④による場合で日常的な生活を営むのに必要な機能、「主たる居室(居間+食堂+台所)+浴室+洗面所+便所」を有する部分の区画。

③ 部分評価区画と部分評価区画外の屋内空間との境界については、温度差係数を 0.7 とする。また、断熱性能等を考慮して計算により温度差係数を設定してもよい。

別表1 暖冷房設備の最低水準値

設備機器の種類	設備仕様が特定できない場合の性能値 (最低水準値)
暖冷房設備	
ダクト式セントラル空調 (ヒートポンプ式熱源)	暖房 COP=3.76
	冷房 COP=3.17
ルームエアコンディショナー	暖房 COP=3.00
	冷房 COP=2.50
FF 式暖房機	定格能力における エネルギー消費効率=79.1%
温水暖房	
床暖房	
上面放熱率	70%未満
敷設率	50%
ガス熱源機	エネルギー消費効率=75.2%
石油熱源機	エネルギー消費効率=76.3%
電気式ヒートポンプ式熱源機	COP=3.48
電気ヒーター式熱源機	—
断熱配管	なし
電気蓄熱式暖房機	蓄熱効率=0.85
電気ヒーター式床暖房	
上面放熱率	70%未満
敷設率	50%
上記以外	地域区分毎の標準設備とし、性能値はそれぞれの最低水準値とする

別表2 暖冷房設備以外の最低水準値

省エネルギー対策 A基準

設備機器の種類	設備仕様が特定できない場合の性能値 (最低水準値)
換気設備	第 1 種ダクト式 SFP=0.9 第 3 種換気 SFP=0.3
給湯設備	
ガス給湯器	JIS 効率=67.4%
石油給湯器	JIS 効率=72.9%
電気ヒーター式温水器	—
電気ヒートポンプ給湯機	JIS 効率=2.4
上記以外の機器	ガス給湯器で JIS 効率=67.4%として扱う
照明設備	* 現況の確認で仕様の確認が可能なため、 設定しない
その他の設備	* 設置していないものとして扱う

② 既に省エネルギー対策のA基準を満たしている住宅が改修工事において満たすべき省エネルギー性能基準

省エネルギー対策S基準もしくはS基準に準ずる基準																																	
概要	<p>次の(1)、(2)、(3)のいずれかに適合すること。</p> <p>(1)断熱等性能等級4 (2)一次エネルギー消費量等級4+断熱等性能等級3 (3)「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成28年1月29日国交省告示第266号)1外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準(ただし、壁については省エネルギー対策等級3)</p>																																
基準	<p>次の(1)、(2)、(3)のいずれかに適合(部分評価(A基準※4)も可)すること。ただし、増築又は改築をしない部分については結露対策の基準は適用しない。</p> <p>(1)断熱等性能等級4</p> <p>【断熱等性能等級4の概要】 次の①～③に適合すること。</p> <p>①外皮平均熱貫流率 地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率が次の基準値以下であること。</p> <p style="text-align: center;">(W/m²・K)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>1, 2 (I)</th> <th>3 (II)</th> <th>4 (III)</th> <th>5-7 (IV, V)</th> <th>8 (VI)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>0.46</td> <td>0.56</td> <td>0.75</td> <td>0.87</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>②冷房期平均日射熱取得率 地域区分に応じ、冷房期の平均日射熱取得率が次の基準値以下であること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>1-4 (I-III)</th> <th>5 (IVa)</th> <th>6 (IVb)</th> <th>7 (V)</th> <th>8 (VI)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>—</td> <td>3.0</td> <td>2.8</td> <td>2.7</td> <td>3.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>③結露対策 次のa～dに適合すること。</p> <p>a グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材等その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材を使用する場合は、防湿材等を室内側に施工して防湿層を設けること。ただし、次のi～vのいずれかに該当する場合は、防湿層の設置を省略できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 地域区分が8(VI)地域である場合 ii コンクリート躯体又は土塗壁の外側に断熱層がある場合 iii 床断熱において、断熱材下側が床下に露出する場合又は湿気の排出を妨げない構成となっている場合 iv 断熱層が単一の材料で均質に施工される場合で、透湿抵抗比が地域区分に応じて、次表の値以上となる場合。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>透湿抵抗比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-3(I、II)</td> <td>5以上(屋根または天井の場合にあつては6以上)</td> </tr> <tr> <td>4(III)</td> <td>3以上(屋根または天井の場合にあつては4以上)</td> </tr> <tr> <td>5-7(IV、V)</td> <td>2以上(屋根または天井の場合にあつては3以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>v i～ivと同等以上の結露の発生の防止に有効な措置</p> <p>b 屋根又は外壁を断熱構造とする場合にあつては、断熱層の外気側への通気層を設け、断熱層に繊維系断熱材等を使用する場合は、断熱層と通気層の間に防風層を設けること。ただし、次のi～viのいずれかに該当する場合は、通気層の設置を省略できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 当該部位が鉄筋コンクリート造等であるなど躯体の耐久性能を損なう恐れのない場合 ii 地域区分が3から8の地域で、防湿層が0.082m²・s・Pa/ng以上の透湿抵抗を有する場合 	地域区分	1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5-7 (IV, V)	8 (VI)	基準値	0.46	0.56	0.75	0.87	—	地域区分	1-4 (I-III)	5 (IVa)	6 (IVb)	7 (V)	8 (VI)	基準値	—	3.0	2.8	2.7	3.2	地域区分	透湿抵抗比	1-3(I、II)	5以上(屋根または天井の場合にあつては6以上)	4(III)	3以上(屋根または天井の場合にあつては4以上)	5-7(IV、V)	2以上(屋根または天井の場合にあつては3以上)
地域区分	1, 2 (I)	3 (II)	4 (III)	5-7 (IV, V)	8 (VI)																												
基準値	0.46	0.56	0.75	0.87	—																												
地域区分	1-4 (I-III)	5 (IVa)	6 (IVb)	7 (V)	8 (VI)																												
基準値	—	3.0	2.8	2.7	3.2																												
地域区分	透湿抵抗比																																
1-3(I、II)	5以上(屋根または天井の場合にあつては6以上)																																
4(III)	3以上(屋根または天井の場合にあつては4以上)																																
5-7(IV、V)	2以上(屋根または天井の場合にあつては3以上)																																

	<p>iii 断熱層の外気側に軽量気泡コンクリートパネル(ALC パネル)又はこれと同等以上の断熱性及び吸湿性を有する材料を用いる場合で、防湿層が$0.019\text{m}^2 \cdot \text{s} \cdot \text{Pa}/\text{ng}$以上の透湿抵抗を有する場合</p> <p>iv a のiii又はivに該当する場合</p> <p>v i～ivと同等以上の結露の発生の防止に有効な措置</p> <p>c 鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分(乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。)においては、所定の断熱補強を行うこと。</p> <p>d 鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合にあっては、断熱材をコンクリート躯体に全面密着させるなど、室内空気が断熱材とコンクリート躯体の境界に流入しないようにすること。</p> <p>(2)一次エネルギー消費量等級4が適合された上で、断熱等性能等級3に適合すること</p> <p>【断熱等性能等級3の概要】 前記省エネルギー性能 A基準の同概要参照</p> <p>(3)「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成28年1月29日国交省告示第266号)1外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に掲げる基準</p> <p>ただし、壁の熱貫流率・断熱材の熱抵抗の基準は省エネルギー対策等級3(前記省エネルギー性能 A基準の同概要参照)の基準とすることができる。</p>
備考	<p>※ 設備仕様が特定できない場合の扱いについて 前記省エネルギー性能 A基準の「備考」欄※2及び別表1、別表2参照</p>